

第752回教育委員会定例会会議録

- 1 **招集日時** 平成18年10月18日(水)午後2時から
- 2 **招集場所** 教育委員会会議室
- 3 **出席委員** 藤村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員, 佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 菅原教育企画室長,
安井教職員課長, 菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長,
氏家施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長, 岩間参事兼生涯学習課長,
相馬文化財保護課長補佐ほか

- 5 **開 会** 午後2時

6 第751回教育委員会会議録の承認について

櫻井委員 | 18ページの私の意見のところ、私が高校の管理校医をしていて委員長をやっている委員会の名前を安全衛生委員会と書いているが、おそらく管理校医がやっている委員会は安全衛生委員会ではなくて学校保健委員会だったと思う。そこを訂正していただきたい。

委員長 | (委員全員に諮って)訂正の上,承認。

7 第752回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名,議事日程について

委員長 | 櫻井委員及び小野寺委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

平成19年度県立特殊教育学校組織編制計画について

(説明:教育長)

「平成19年度県立特殊教育学校組織編制計画について」御説明申し上げます。

資料は1ページの1枚のみとなる。

県立の盲・聾・養護学校高等部の募集定員については,これまで,該当中学3年生の進路動向を調査し,進学希望者を全員受け入れてきた。そのため,平成19年度についても,これまでの方針を踏まえ,盲学校,聾学校及び養護学校の通学区域内の状況等を勘案しながら,県内全体を調整し,進路希望者に応じた高等部の募集定員を設定したものである。その結果として,資料に示したように,盲学校及び11校の養護学校について高等部の募集定員の変更等を行うものである。

平成19年度の県立特殊教育学校組織編制計画については以上である。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(質疑なし)|

9 専決処分報告

(1) 教育功績者表彰について

(2) 角田高校損害賠償控訴事件の和解について

10 議 事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(1)及び(2)並びに第1号議案及び第2号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

第3号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(説明:教育長)

「教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について」御説明申し上げる。

資料は、7ページから18ページまでとなる。

まず、資料の11ページを御覧願いたい。教育庁が所管する附属機関は「宮城県教科用図書選定審議会」をはじめ14機関が設置されており、平成18年10月1日現在164人の方々を委員として委嘱・任命している。その委員の任免を行う事務については、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」において教育委員会の権限とされていることから、議案として教育委員会会議に提出し、議決の手続を取っている。

附属機関の委員の任期については、条例等によりほとんどのものが2年とされているが、任期満了に伴う委嘱替えの際には任命の手続が必要となる。また、このほかに充て職で選任している委員や関係行政機関の職員から選出している委員については、人事異動等に伴い任期の途中で委嘱替えを行う必要があるが、現行の規定においては、この際にも任期満了と同様の手続が必要となり、これらを合わせると、附属機関の委員の人事案件として年間20件程度の議案を審議いただいている。

そこで今回の改正であるが、事務手続の簡素化及び教育委員会会議の効率化を図る観点から、「附属機関の委員の任免を行う」事務のうち、充て職で選任している委員又は関係行政機関の職員から選出している委員のうち校長会など関係団体からの推薦を受け選出している委員が人事異動等に伴い任期の途中で替わる際の任免事務については、教育長の専決事項とすることとし、そのため規則の改正を行うものである。

資料9ページにお戻り願いたい。改正の詳細であるが、教育長の専決事項を定めている第2条中に、「前条第1項第9号に掲げる事務」である「附属機関の委員の任免を行うこと」のうち、「あらかじめ教育委員会が指定した委員の補欠の委員の任免を行うこと。」の規定を新たに置くこととするほか、文言の整理を行うものである。また、規則の改正に伴い「あらかじめ教育委員会が指定した委員」を定める必要があるが、その手続として、資料10ページにあるとおり該当する7機関それぞれに、充て職で選出している委員の「職の名称」及び関係団体からの推薦を受け選出している委員の「推薦団体名」を明文化し、専決処分の対象となる委員を具体的に定めるものである。参考に、現在委嘱・任命している委員の中では、資料の12ページから18ページにある名簿の余白に を付した方々が該当することから、この方々が任期の途中で人事異動等に伴い交替する際の後任の人事については、教育長の専決処分とさせていただくものである。一方、関係行政機関から選出している委員でも名簿の余白に が付いていない方がいらっしゃるが、これらの方は事務局において属人的にお願いをしている委員であるので、今回の改正の対象からは除

外するものである。

なお、任期満了に伴う委員の委嘱替えの際には、従来どおり教育委員会会議での議決による任命手続を行うことで考えている。

最後に、改正後の規則であるが、平成18年11月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第4号議案 県立特殊教育学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則について」御説明申し上げます。

資料は、19ページから26ページまでとなる。

これは先程報告したが、県立特殊教育学校の組織編制計画に基づき、県立特殊教育学校学則の収容定員等を改正するものである。また、併せて、市町村合併により、位置を変更する県立学校条例の改正を行ったことに伴い、学校の順番を整理するものである。

資料24ページの新旧対照表を御覧願いたい。別表第2についてであるが、県立特殊教育学校の高等部への進学希望者の増減に伴い、盲学校の普通科第1学年の収容定員を11名から14名に変更するほか、同様に光明養護学校、西多賀養護学校、石巻養護学校、気仙沼養護学校、名取養護学校、迫養護学校、金成養護学校、古川養護学校、船岡養護学校、山元養護学校及び利府養護学校の第1学年の収容定員を資料のとおり変更するものである。また、学年進行に伴い、今年度の第1学年及び第2学年の収容定員を来年度の第2学年及び第3学年の収容定員とするため、盲学校の第2学年の収容定員を8名から11名に変更するほか、12校の収容定員を変更するものである。

なお、改正後の規則は、平成19年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第5号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県立高等学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、27ページから48ページまでとなる。

今回の改正は、7月の教育委員会において御報告していたが、「平成19年度県立高等学校組織編制計画」並びに昨年度・一昨年度に報告している「平成17年度・平成18年度県立高等学校組織編制計画」の実施に伴う学年進行による収容定員等の改正である。また、併せて、市町村合併により、位置を変更する県立学校条例の改正を行ったことに伴い、学校の順番を整理するものである。

内容については、お手元の資料37ページ以降の宮城県立高等学校学則新旧対照表の資料で御説明申し上げます。まず、「平成19年度県立高等学校組織編制計画」の小規模校の再編についてであるが、40ページの農業高等学校秋保校、それから43ページの黒川高等学校大郷校の2校を募集停止とするものである。

次に、学級減に伴う収容定員の変更であるが、37ページの第一女子高等学校、40ページの角田高等学校、登米高等学校の3校において第1学年の収容定員を資料のとおり改正するものである。

次に、全日制高校の男女共学化についてであるが、37ページを御覧願いたい。仙台第二高等学校の男女の別を男女と改正するものである。

次に、定時制高校の再編統合であるが、46ページを御覧願いたい。白石高等学校定時制を募集停止として、47ページの大河原商業高等学校定時制の収容定員を資料のとおり改正するものである。

その他の改正としては、「平成17年度及び平成18年度県立高等学校組織編制計画」の学年進行による収容定員等の変更である。資料37ページを御覧願いたい。第二女子高等学校であるが、「平成18年度県立高等学校組織編制計画」により収容定員を320名から280名に改正されたため、学年進行により、今回、現在の第1学年の収容定員280名が来年度、第2学年となるため、第2学年の収容定員を320名から280名に改正するものである。以下、他の高校についても、同様の改正内容となっている。

41ページを御覧願いたい。築館高等学校瀬峰校と矢本高等学校であるが、閉校となるため削除するものである。

なお、改正後の規則は、平成19年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 私は7月からこの会に入れていただき仙台二高の共学化について何度か御説明、レクチャーいただいております、これまでの10年間の経過ということも十分お話を何度も承っていたが、でもやはり色々な意見が出ている中でこのまま男女共学をするということはこの教育委員会の全員の意思としてしたということには承伏しかねるので、一応そのことは私の意見として是非聞いていただきたいと思いますと思っている。やはり残っていいもの、変えていくもの、誰が変えるのか、どういう時に変えるのか、ということは、色々な面で慎重にすべきことだと思う。私は勿論この委員会の仕組みについてもまだ不勉強であり、分からないこと、とんちんかんなことを言っている部分もあるかと思うが、でもやはり折角あるものもみんな改革という名の元に変えていってしまうということは、私は例えば、全然話しは違いますが町名をみんな変えてしまって、また新たに昔の町の名前を復活するなんていうことを非常に多額の予算を使ってするというようなことをしているところもある。やはりみんなが育ててきたものは大事に、そのまま残して、その上でまた色々なことを考えていくという行き方も大事じゃないかなあと思っているので、私は不勉強でよく分からない部分がいっぱいあって前からこういう議論をされていた方には大変不甲斐ないと思われると思うが、でも私は敢えて全員一致ではない、反対している人もいるんだということは申し上げておきたいと思う。もしこの機関がそれを残すことが出来るとしたら、この機関でしか残せないかもしれないのに、「いいんですか」という気持ちで私は反対している。それは男女共学に反対という形ではなく、こういうふうに決めてしていくということが私は賛成出来ないと、やがて長い間にだんだん、もしみんなが共学になっていく、男子校は、女子校は捨てられていくならそれでも私は別に構わないと思っているが、でもこういうふうな形で変えるということには承伏しかねるといのが私の気持ちである。

委員長 このような御意見があるということをご十分伺わせていただいた。この経緯等については、もう十分説明を受けていると思うが、一番は、これは私の所感として申し上げるが、議会での全会一致ということがあり、それでの路線が出来たので、それを今やっている訳である。これこそ本当の民主主義であろうと感じている。

(委員全員に諮って)可決。

第6号議案 県立中学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立中学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、49ページから51ページまでとなる。

資料51ページの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正であるが、17年度に新設された古川黎明中学校について、学年進行により収容定員を資料のとおり改正するものである。

なお、改正後の規則は、平成19年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

11 課長報告等

第61回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」の結果について

(説明：スポーツ健康課長)

「第61回国民体育大会の結果について」御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧願いたい。

まず、概要であるが、第61回の国民体育大会、こちらが9月30日から10月10日まで兵庫県下29市5町、これを中心として開催された。今回の国体では、夏季大会と秋季大会が一本化され、陸上競技をはじめとした37競技が実施され、本県は村井嘉浩団長以下、677名の選手団で臨んだところである。

次に、成績であるが、すでに行われた冬季大会と本大会を通算した男女総合のいわゆる天皇杯、この成績については、1,200点台、それから10位前後、これを目標としていた訳であるが、これに対して、1,124得点、それから昨年より順位を6つ落とした17位という成績に終わったところである。

次に、今大会での優勝競技種目であるが、こちらは8つあり、2ページの下の方になるが、ライフル射撃競技、こちらで岩田聖子選手が2種目を制したというのをはじめとして、1ページに戻っていただき、あとは順番であるが、水泳競技400m自由形、それからボート競技ダブルスカル、それから2ページに行ってレスリング競技フリースタイル120kg級、ソフトテニス競技成年の男子、フェンシング競技の成年女子フルーレ、そしてクレー射撃競技のスキート団体が優勝したところである。

優勝数は昨年を2ポイント上回っている。競技別では、軟式野球競技をはじめフェンシング競技、ラグビーフットボール競技等が昨年より競技得点を増やしたところであるが、昨年度高得点を獲得していたカーヌー競技、ボート競技、それからバレーボール競技等をはじめとして、得点が減少した競技が残念ながら数多くあった。それから女子総合のいわゆる皇后杯、こちらの成績であるが、昨年より順位を6つ落とし20位となったところである。

最後に総評として、若干付け加えさせていただくが、平成13年の宮城国体、こちらは総合優勝した訳であるが、その後、5位、10位、8位、こういったように10位前後にこの天皇杯の順位を維持してきた訳であるが、この成績も今回は17位と目標を下回ってしまった訳である。8月に行われ、また御報告も申し上げた東北総合体育大会、こちらにおいては、他県を大きく上回る17競技で優勝しているということから、極端に競技力が落ちているというふうには考えていないが、例年高得点を獲得している競技において勝ち点を奪えなかったことが順位を下げた原因ではないかなあというふうには考えているところである。今後は、競技力の向上策について県体協とともに検討して参りたいというふうには考えているところである。

以上、第61回国民体育大会の結果について御説明を申し上げた。

12 その他

教育企画室長 お手元に「はやね・はやおき・あさごはん運動のすすめin宮城」という全国ファーマのチラシを置いている。ちょっとだけコメントさせていただきたいと思う。これについては11月3日に文科省の委託事業として東北・北海道ブロックの中で行うというふうなことである。内容はここに書いてあるとおりであるが、今回の特徴として、下の方に小学校、中学校の実践パネル、はやね・はやおき・あさごはんといった具体的な実践をやっている小学校、中学校の実践パネル、それからNPO等で様々な活動をしている、そういった展示コーナーも設けているというのが一つである。それからもう一つチラシに、カラー刷りの「はやね・はやおき・あさごはん運動チャレンジ1週間」というものを今回ファーマに合わせて約7万部、全小学校の1年生から3年生に行き渡るように印刷しようとして考えており、具体的にはそれぞれの学校で活用していただくが、1週間で「はやおき」した時に、それぞれ月、火、水、木、金、土とちょっと見にくい色がぬって、はやね・はやおき・あさごはん、全部一週間食べると全部着色されるというふうなことを考えており、色んな学校現場でも、各家庭でこういった取り組みをしていただくような一つの仕掛けを考えているということである。以上である。

櫻井委員 今の点で二つお願いがある。このリーフレットについてお願いがあるが、1枚目の11月3日が祭日であるという表示がどこにもない。それで私ども社会人は金曜日、じゃあ出られないじゃないかと思ってしまうので、何らかの表示が必要だと思う。それから2枚目の裏であるが、保護者の方へというところに「教育委員会では、平成17年11月の教育の日を契機として」とあるが、11月1日を教育の日と制定したのではなかったのか。

矢吹次長 11月は月間である。

櫻井委員 教育の日というのは11月1日である。そうすると教育の日といいながら「11月の教育の日」というといったいいつのことを示しているのと、私のように細かいお母さんはすぐに「なんだ、熱心じゃないんじゃないの」と思うので、こういうところをちゃんと宣伝効果があるようにきちんと表示をした方が良く思う。

教育企画室長 一部出ているものはあるが、これから配付する、あるいは会場に配付するものについては修正したいと思う。

櫻井委員 お願いする。

13 次期教育委員会の日程について

平成18年11月14日(火)午後2時から

14 閉会 午後3時13分

平成18年11月14日

署名委員

署名委員